

春日井市介護サービス相談員公募要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、春日井市介護サービス相談員派遣事業実施要綱（平成12年10月24日施行）第3条第2項の規定に基づき、介護サービス相談員の公募（以下「公募」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(応募資格)

第2条 公募に応募できる者は、次に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第9条に規定する春日井市の介護保険被保険者であること。
- (2) 介護サービス相談員の職務にふさわしい人格と熱意を有すること。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の規定にかかわらず、公募に応募することができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(応募方法)

第3条 公募に応募しようとする者は、応募用紙（別記様式）を提出しなければならない。

2 前項の応募用紙には、介護相談への抱負等を記載した書面を添付しなければならない。

(公募人数)

第4条 公募人数は、10人以内とする。

(選考委員会の設置等)

第5条 介護サービス相談員を選考するため、介護サービス相談員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

2 選考委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

(1) 健康福祉部長

(2) 健康福祉部地域福祉課長

(3) 健康福祉部介護・高齢福祉課長

3 選考委員会に委員長を置き、健康福祉部長をもって充てる。

4 選考委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

5 選考委員会の庶務は、健康福祉部介護・高齢福祉課において処理する。

(選考)

第6条 選考は、第3条第2項の規定に基づき提出された書面及び公募に応募した者に対する面接を基に行う。

(選考結果の通知)

第7条 選考の結果は、公募に応募した者の全員に通知するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、公募について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年2月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。